

## 平成19年度の保育料等について

近年における少子化の進行、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、これに伴い低年齢児に対する保育や保育時間の延長等の保育需要も多様化してきている状況である。このような中で、利用者からの保育に関する幅広い要望に適切に対応するため、各保育園においてもこれらの保育需要に対し、きめ細やかな保育サービスの提供が求められている。

中野市の保育料の見直しにあたっては、従前より、これらの状況を踏まえて、保護者負担の適正化を図ることを考慮し、国の改定状況を基本に、市の財政状況、保護者負担の軽減等を勘案し、慎重に検討してきたところであるが、平成19年度については、以下のとおりである。

### 1 保育料徴収基準額の経過及び階層区分について

平成13年度の保育料改定において、国の改定に併せて、徴収基準額表の各階層区分ごとの所得税額を改正した。

平成14年度はそのまま据え置き、平成15年度は、各階層平均1.72%引き下げ、平成16年度においては、保育料総額で1.02%引き下げ、保護者の負担軽減に努め、平成17年度及び18年度においては、そのまま据え置きをしたところである。

### 2 平成19年度の国における徴収金基準額について

今年度、国が示した保育所徴収基準額表によると、所得税の定率減税縮減に伴う各階層区分ごとの所得税額が改正されたが、徴収金基準額については、昨年度に引き続き据え置かれることとされた。

また、徴収金基準額の多子軽減について、同一世帯から2人以上が同時に保育所に入所している場合に、年齢の高い児童から2人目以降の徴収金基準額を軽減しているが、今回新たに同一世帯から保育所の他に幼稚園や認定こども園を利用している児童も算定人数に含め、年齢の高い児童から2人目以降の徴収金基準額の軽減を拡大することとされた。

### 3 平成19年度の中野市における保育料等について

本市の保育料改定については、従前から、国の考え方を基本に、市の財政状況等を勘案し定めていることから、在籍児童の属する世帯の階層区分の所得税額を国徴収金基準額に合わせ、保育料月額は据え置くこととしたい。

また、同一世帯から児童が2人以上保育園に入所している場合に保育料を軽減しているが、今回新たに同一世帯から保育所の他に幼稚園や認定こども園を利用している児童も算定人数に含め、年齢の高い児童から2人目以降の保育料を軽減することとする。

- 4 平成19年度の保育料の国の徴収基準に対しての市の軽減について  
保育料の据え置き等に伴い、市の保育料の軽減率（国の徴収基準額に対して市が保育料を軽減する率）は、22.58%で、総額で85,689千円となる見込である。  
また、1人当たりの平均軽減額をみると年額で65,052円、月額で5,421円の軽減となる。

- 5 中野市入所利用料（私的契約）、長時間保育利用料及び一時的保育利用料について

- (1) 入所利用料（私的契約）

据え置きとする。

- (2) 長時間保育利用料

据え置きとする。

利用時間帯が午前、午後の利用区分を新設する。

- (3) 一時的保育利用料

据え置きとする。

事業内容に「リフレッシュ保育」を追加する。

- 6 平成19年度県内各市（19市）の保育料改定状況

○ 改定状況

据え置き 17市

引き下げ 2市

# 国の保育所徴収基準額表の改定状況(H18→H19)

平成18年度保育所徴収金基準額表(国徴収金基準額)  
【平成14年度から据置】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				徴収金基準額(月額)		
階層区分	定 義			3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)			円 0	円 0	円 0
第2-1階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第2-2階層			上記以外の世帯	9,000	6,000	6,000
第3-1階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	母子・障害者等の事由による課税世帯	18,500	15,500	15,500
第3-2階層			上記以外の世帯	19,500	16,500	16,500
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満		30,000	27,000 <small>(保育単価限度)</small>	27,000 <small>(保育単価限度)</small>
第5階層		64,000円以上 160,000円未満		44,500	41,500 <small>(33,130) <small>(保育単価限度)</small></small>	41,500 <small>(27,010) <small>(保育単価限度)</small></small>
第6階層		160,000円以上 408,000円未満		61,000	58,000 <small>(33,130) <small>(保育単価限度)</small></small>	58,000 <small>(27,010) <small>(保育単価限度)</small></small>
第7階層		408,000円以上		80,000 <small>(79,080) <small>(保育単価限度)</small></small>	77,000 <small>(33,130) <small>(保育単価限度)</small></small>	77,000 <small>(27,010) <small>(保育単価限度)</small></small>



平成19年度保育所徴収金基準額表(国徴収金基準額)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				徴収金基準額(月額)		
階層区分	定 義			3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)			円 0	円 0	円 0
第2-1階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第2-2階層			上記以外の世帯	9,000	6,000	6,000
第3-1階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	母子・障害者等の事由による課税世帯	18,500	15,500	15,500
第3-2階層			上記以外の世帯	19,500	16,500	16,500
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	72,000円未満		30,000	27,000 <small>(保育単価限度)</small>	27,000 <small>(保育単価限度)</small>
第5階層		72,000円以上 180,000円未満		44,500	41,500 <small>(33,090) <small>(保育単価限度)</small></small>	41,500 <small>(26,980) <small>(保育単価限度)</small></small>
第6階層		180,000円以上 459,000円未満		61,000	58,000 <small>(33,090) <small>(保育単価限度)</small></small>	58,000 <small>(26,980) <small>(保育単価限度)</small></small>
第7階層		459,000円以上		80,000 <small>(78,970) <small>(保育単価限度)</small></small>	77,000 <small>(33,090) <small>(保育単価限度)</small></small>	77,000 <small>(26,980) <small>(保育単価限度)</small></small>

# 国の徴取基準に対する中野市の徴収割合

平成19年度保育所徴収金基準額表(国徴収金基準額)  
【平成19年度から据置】

平成19年度保育所徴収金基準額表(中野市徴収金基準額)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				徴収金基準額(月額)			各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				徴収金基準額(月額)																
階層区分	定 義			3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	階層区分	定 義			3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合														
				円	円	円					円	円	円														
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)			0	0	0	第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)			0	0	0														
第2-1階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0	第2-1階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0														
第2-2階層			上記以外の世帯	9,000	6,000	6,000	第2-2階層			上記以外の世帯	8,800	5,800	5,800														
第3-1階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	母子・障害者等の事由による課税世帯	18,500	15,500	15,500	第3階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯		13,300	9,800	9,800														
第3-2階層			上記以外の世帯	19,500	16,500	16,500	第4-1階層			20,000円未満	19,600	17,100	17,100														
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	72,000円未満		30,000	27,000	27,000	第4-2階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	20,000円以上72,000円未満		25,700	21,800	20,300														
第5階層			72,000円以上180,000円未満	44,500	(33,130)	(27,010)	第5階層			72,000円以上180,000円未満	40,000	26,700	23,800														
第6階層			180,000円以上459,000円未満	61,000	(33,130)	(27,010)	第6階層			180,000円以上459,000円未満	49,800	29,200	26,200														
第7階層			459,000円以上	80,000	(79,080)	(33,130)	(27,010)			第7階層	459,000円以上	50,200	30,200	26,700													
				(保育単価限度)	(保育単価限度)					(保育単価限度)	(保育単価限度)	(保育単価限度)	(保育単価限度)														
				97.8%	96.7%	96.7%				68.2%	59.4%	59.4%	65.3%	63.3%	63.3%	85.7%	80.7%	75.2%	89.9%	64.3%	57.3%	81.6%	50.3%	45.2%	62.8%	39.2%	34.7%

中野市保育料表

(別表1) 平成18年7月1日

在籍する児童の属する世帯の階層区分				保育料額(月額)		
階層	定義			3歳	3歳児	4歳
				未満児		以上児
第1	生活保護法による被保護世帯			円 0	円 0	円 0
第2-1	第1階層及び第4-1階層	前年度分の市町村民税非課税世帯	母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第2-2	第2階層及び第7階層を 除き、前年分の 所得税非課 税世帯		上記以外の世帯	8,800 (4,400) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】
第3	前年度分の市町村民税課税世帯			13,300 (6,650) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】
第4-1	前年分の所得税額が 17,000円未満の世帯			19,600 (9,800) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】
第4-2	第1階層を除 き、前年分の 所得税課税 世帯	17,000円以上 64,000円未満の世帯		25,700 (12,850) 【 0】	21,800 (10,900) 【 0】	20,300 (10,150) 【 0】
第5	64,000円以上 160,000円未満の世帯			40,000 (20,000) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】	23,800 (11,900) 【 0】
第6	160,000円以上 408,000円未満の世帯			49,800 (24,900) 【 0】	29,200 (14,600) 【 0】	26,200 (13,100) 【 0】
第7	408,000円以上の世帯			50,200 (25,100) 【 0】	30,200 (15,100) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】



中野市保育料表

(別表1) 平成19年7月1日

在籍する児童の属する世帯の階層区分				保育料額(月額)		
階層	定義			3歳	3歳児	4歳
				未満児		以上児
第1	生活保護法による被保護世帯			円 0	円 0	円 0
第2-1	第1階層及び第4-1階層	前年度分の市町村民税非課税世帯	母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第2-2	第2階層及び第7階層を 除き、前年分の 所得税非課 税世帯		上記以外の世帯	8,800 (4,400) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】
第3	前年度分の市町村民税課税世帯			13,300 (6,650) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】
第4-1	前年分の所得税額が 20,000円未満の世帯			19,600 (9,800) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】
第4-2	第1階層を除 き、前年分の 所得税課税 世帯	20,000円以上 72,000円未満の世帯		25,700 (12,850) 【 0】	21,800 (10,900) 【 0】	20,300 (10,150) 【 0】
第5	72,000円以上 180,000円未満の世帯			40,000 (20,000) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】	23,800 (11,900) 【 0】
第6	180,000円以上 459,000円未満の世帯			49,800 (24,900) 【 0】	29,200 (14,600) 【 0】	26,200 (13,100) 【 0】
第7	459,000円以上の世帯			50,200 (25,100) 【 0】	30,200 (15,100) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】

◎保育園に2人入園している場合の保育料 1人が全額・1人が半額( )内の額になります。(備考3で説明)  
◎保育園に3人入園している場合の保育料 1人が全額・1人が半額( )内、1人が無料【 】内の額になります。

◎一世帯から保育園、幼稚園又は認定こども園に2人入園している場合の保育料 年齢の1番目に高い児童が全額・年齢の2番目に高い児童が半額( )内の額になります。(備考3で説明)

◎一世帯から保育園、幼稚園又は認定こども園に3人以上入園している場合の保育料 年齢の3番目に高い児童以降の保育料が無料【 】内の額になります。(備考3で説明)

【 現 行 】

備 考

- 1 税額については、配当控除、住宅取得控除などの特別減税は税額前の額を適用し、定率減税は減税後の税額を適用する。
- 2 母子世帯等のうち第3階層に該当する世帯については、1階層下位の階層に認定するものとする。
- 3 第2-2階層から第7階層までの世帯で、同一世帯から児童が2人以上入所している場合の保育料は、次のとおりとする。

児童の年齢区分	保育料額
ア 2番目に年齢が高い児童 (同年齢の児童が2人以上いる場合は、いずれかの児童を年齢の高い児童とみなす。)	保育料表に定める額×0.5 (中段)
イ ア及び最も年齢が高い児童を除く児童	無 料 (下段)

- 4 4月から6月については、保育料表の「前年分」を「前々年分」、「前年度分」を「前々年度分」と読み替えるものとする。

(別表2)

○入所利用料(私的契約児)(月額)		
3歳未満児	3歳児	4歳以上児
50,200円	30,200円	26,700円

※同一世帯内で児童が2人以上入所している場合の取り扱いについては、保育料徴収基準を準用する。

(別表3)

区 分	○長時間保育利用料 (月額)		
	金 額		
	第1種	第2種	第3種
生活保護世帯	0円	0円	0円
前年分所得税非課税世帯	3,000円(1,500円)	4,000円(2,000円)	5,000円(2,500円)
前年分所得税課税世帯	4,000円(2,000円)	5,500円(2,750円)	6,500円(3,250円)

※( )内は1ヶ月12日までの利用の場合の料金

(別表4)

○一時的保育利用料(1回)			
区 分	8時間以内	4時間以内	延長料
3歳未満児	2,200円	1,100円	400円
3歳以上児	1,200円	600円	200円

※給食費については、実費(1回100円)をいただきます。

○事業内容

(1)臨時保育	保護者の労働、職業訓練、就学又は傷病等の事由により、断続的に家庭保育が困難になる児童を保育する
(2)緊急保育	保護者の傷病、災害、事故又は冠婚葬祭等の事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童を保育する

【改定案】

備 考

- 1 税額については、配当控除、住宅取得控除などの特別減税は税額前の額を適用し、定率減税は減税後の税額を適用する。
- 2 母子世帯等のうち第3階層に該当する世帯については、1階層下位の階層に認定するものとする。
- 3 第2-2階層から第7階層までの世帯で、同一世帯から保育園、幼稚園又は認定こども園に2人以上入園している場合の保育料は、次のとおりとする。

児童の年齢区分	保育料額
ア 2番目に年齢が高い児童 (同年齢の児童が2人以上いる場合は、いずれかの児童を年齢の高い児童とみなす。)	保育料表に定める額×0.5 (中段)
イ ア及び最も年齢が高い児童を除く児童	無 料 (下段)

- 4 4月から6月については、保育料表の「前年分」を「前々年分」、「前年度分」を「前々年度分」と読み替えるものとする。

(別表2)

○入所利用料(私的契約児)(月額)		
3歳未満児	3歳児	4歳以上児
50,200円	30,200円	26,700円

※同一世帯内で児童が2人以上入所している場合の取り扱いについては、保育料徴収基準を準用する。

(別表3)

区 分	○長時間保育利用料 (月額)			
	金 額			
	第1種	第2種	第3種	
生活保護世帯	1日	0円	0円	0円
	午前	0円	0円	0円
	午後	0円	0円	0円
前年分所得税非課税世帯	1日	3,000円(1,500円)	4,000円(2,000円)	5,000円(2,500円)
	午前	900円( 450円)	1,300円( 650円)	1,300円( 650円)
	午後	2,100円(1,050円)	2,700円(1,350円)	3,700円(1,850円)
前年分所得税課税世帯	1日	4,000円(2,000円)	5,500円(2,750円)	6,500円(3,250円)
	午前	1,200円( 600円)	1,800円( 900円)	1,800円( 900円)
	午後	2,800円(1,400円)	3,700円(1,850円)	4,700円(2,350円)

※( )内は1ヶ月12日までの利用の場合の料金

(別表4)

○一時的保育利用料(1回)			
区 分	8時間以内	4時間以内	延長料
3歳未満児	2,200円	1,100円	400円
3歳以上児	1,200円	600円	200円

※給食費については、実費(1回100円)をいただきます。

○事業内容

(1)臨時保育	保護者の労働、職業訓練、就学又は傷病等の事由により、断続的に家庭保育が困難になる児童を保育する
(2)緊急保育	保護者の傷病、災害、事故又は冠婚葬祭等の事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童を保育する
(3)リフレッシュ保育	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、一時的に保育を必要とする児童を保育する

# 平成19年度 市保育料改定試算

H19.4.1現在

中野市分	年間保育 人員 ①	支 弁 総 額 ②	1人当り 支弁額 ②÷①	国徴収金 ③	市調定額 ④	軽 減 額 ③-④=⑤	1人当り 国徴収金 ③÷①=⑥	1人当り 市保育料 ④÷①=⑦	1人当り 軽減額 ⑥-⑦	軽減率 % ⑤÷③	アップ率	
											国	市
平成元年	15,223	463,938,730	30,476	293,635,870	259,573,820	34,062,050	19,288	17,051	2,237	11.60%	3.79	3.17
平成2年	14,350	487,749,010	33,989	298,087,110	251,743,415	46,343,695	20,772	17,543	3,229	15.55%	4.55	0.00
平成3年	14,571	532,650,520	36,555	323,658,690	270,903,265	52,755,425	22,212	18,591	3,621	16.30%	6.02	4.66
平成4年	14,695	571,499,800	38,890	347,631,890	284,788,955	62,842,935	23,656	19,379	4,277	18.08%	5.39	0.00
平成5年	15,143	612,381,420	40,439	371,624,110	301,121,610	70,502,500	24,540	19,885	4,655	18.97%	4.01	1.35
平成6年	14,141	574,964,990	40,659	358,467,590	289,578,420	68,889,170	25,349	20,477	4,872	19.22%	3.72	1.66
平成7年	13,879	587,710,730	42,345	388,568,040	299,592,065	88,975,975	27,996	21,585	6,411	22.90%	2.28	0.00
平成8年	13,997	611,653,310	43,698	390,751,920	302,484,750	88,267,170	27,916	21,610	6,306	22.59%	2.48	△ 0.53
平成9年	13,919	649,664,450	46,674	405,732,720	308,003,530	97,729,190	29,149	22,128	7,021	24.09%	1.63	0.26
平成10年	14,630	673,281,720	46,020	418,066,760	320,640,708	97,426,052	28,575	21,916	6,659	23.30%	0.05	1.05
平成11年	14,593	664,265,370	45,519	401,004,480	309,709,735	91,294,745	27,479	21,223	6,256	22.77%	0.00	0.00
平成12年	14,852	680,714,210	45,833	393,624,380	295,032,493	98,591,887	26,503	19,864	6,639	25.05%	△ 2.45	△ 4.52
平成13年	14,229	688,805,540	48,408	386,680,930	286,932,737	99,748,193	27,175	20,165	7,010	25.80%	△ 5.30	△ 2.68
平成14年	14,298	684,148,040	47,849	370,639,410	281,937,836	88,701,574	25,922	19,718	6,204	23.93%	0.00	0.00
平成15年	14,546	693,067,410	47,646	361,732,160	272,424,649	89,307,511	24,868	18,728	6,140	24.69%	0.00	△ 1.72
平成16年	15,111	714,288,270	47,269	364,724,390	273,010,451	91,713,939	24,136	18,067	6,069	25.15%	0.00	△ 1.02
平成17年	16,472	776,041,170	47,112	418,956,810	307,709,963	111,246,847	25,434	18,680	6,754	26.55%	0.00	0.00
平成18年	16,344	767,193,470	46,940	417,701,260	310,271,506	107,429,754	25,556	18,983	6,573	25.72%	0.00	0.00
平成19年	15,806	715,457,410	45,264	379,562,220	293,873,700	85,688,520	24,013	18,592	5,421	22.58%	0.00	0.00

※平成19年については4/1から6/1までの入所等実績により見込んだ数値。

※平成16年以前のデータについては、旧中野市分のみの数値





平成19年度保育料改定資料

19市保育料最高額・改定率等調査

市名	保育園担当課	保育料審議会開催時期	平成11年度保育料最高額			平成12年度保育料最高額			平成13年度保育料最高額			平成14年度保育料最高額			平成15年度保育料最高額			平成16年度保育料最高額			平成17年度保育料最高額			平成18年度保育料最高額			平成19年度保育料最高額			改定率%	改定日	市名				
			3歳未満	3歳児	4歳以上児	3歳未満	3歳児	4歳以上児	3歳未満	3歳児	4歳以上児	3歳未満	3歳児	4歳以上児	3歳未満	3歳児	4歳以上児	3歳未満	3歳児	4歳以上児	3歳未満	3歳児	4歳以上児	3歳未満	3歳児	4歳以上児	3歳未満	3歳児	4歳以上児				改定率%	改定日		
1	長野市	保育課	長野市社会福祉審議会 必要に応じて開催 諮問有り	55,600		30,700	55,600		30,700	55,600		30,700	55,600		30,700	55,600		30,700	55,600		30,700	55,600		30,700	55,600		30,700						長野市			
				据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置(*1)		据置(*1)	据置		据置	据置		据置	据置								
2	松本市	保育課	設置していない	60,600	32,800	28,000	58,000	31,000	29,000	58,000	31,000	29,000	58,000	31,000	29,000	58,500	32,200	28,000	58,500	32,200	28,000	54,000	28,800	28,000	54,000	28,800	28,000	54,000	28,800	28,000				松本市		
				△ 5,300	△ 7,100	300	△ 2,600	△ 1,800	1,000	据置	据置	据置	据置	据置	据置	500	1,200	△ 1,000	据置	据置	据置	△ 4,500	△ 3,400	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置			
3	上田市	保育課	設置していない	63,000		34,000	63,000		34,000	63,000		34,000	63,000		34,000	63,000		34,000	63,000		34,000	63,000		34,000	63,000		33,000	63,000					上田市			
				据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		△ 1,000	据置		据置						
4	岡谷市	こども課	設置していない	66,400		28,600	66,400		28,600	66,400		28,600	66,400		28,600	66,400		28,600	66,400		28,600	66,400		28,600	66,400		28,600	66,400					岡谷市			
				7,200		1,000	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置								
5	飯田市	子育て支援課	飯田市社会福祉審議会 児童福祉分科会 6月 諮問無し	60,000	33,800	29,500	60,000	33,800	29,500	58,000	33,800	29,500	58,000	33,800	29,500	58,000	33,800	29,500	58,000	33,800	29,500	58,000	33,800	29,500	58,000	33,800	29,500				平均8% 引き下げ 予定	7月	飯田市			
				据置	据置	据置	据置	据置	据置	△ 2,000	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	改定予定	改定予定	改定予定						
6	諏訪市	子ども課	設置していない	60,000		29,000	60,000		29,000	60,000		29,000	60,000		29,000	60,000		29,000	60,000		29,000	60,000		29,000	60,000		29,000	60,000					諏訪市			
				据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置								
7	須坂市	子ども課	須坂市保育所運営審議会 必要に応じて開催 諮問有り	52,000		29,000	52,000		29,000	52,000		29,000	52,000		29,000	52,000		29,000	52,000		29,000	52,000		29,000	52,000		31,000	52,000					須坂市			
				据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		2,000	据置		据置						
8	小諸市	厚生課	設置していない	78,000		38,000	62,000		33,000	62,000		33,000	62,000		33,000	62,000		33,000	62,000		33,000	58,000		33,000	58,000		33,000	58,000					小諸市			
				据置		据置	△ 16,000		△ 5,000	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置								
9	伊那市	子育て支援課	伊那市運営協議会 必要に応じて開催 諮問有り	61,000		30,500	61,000		30,500	61,000		30,500	61,000		30,500	61,000		30,500	61,000		30,500	61,000		30,500	61,000		30,500				5~10% 引き下げ 予定	11月	伊那市			
				据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	改定予定		改定予定						
10	駒ヶ根市	こども課	保育所運営懇談会 5月 諮問無し	54,600		31,100	54,600		31,100	54,600		31,100	54,600		31,100	54,600		31,100	54,600		31,100	54,600		31,100	54,600		31,100	54,600						駒ヶ根市		
				据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置								
12	大町市	子育て支援課	設置していない	58,000		27,700	58,000		27,700	60,000		28,000	60,000		28,000	60,000		28,000	60,000		28,000	60,000		28,000	60,000		28,000	60,000						大町市		
				据置		据置	据置		据置	2,000		300	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置		
13	飯山市	こども課	保育料改定等懇談会 6月 諮問有り	51,000		35,800	51,000		35,800	51,000		35,800	51,000		35,800	53,500		37,500	53,500		37,500	53,500		37,500	53,500		37,500	53,500						飯山市		
				△ 4,500		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	2,500		1,700	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置		
14	茅野市	こども・家庭支援課	保育所運営審議会 2月 諮問有り	61,000		28,600	61,000		28,600	62,000		28,600	62,000		28,600	62,000		28,600	62,000		28,600	62,000		28,600	62,000		28,600	62,000						茅野市		
				1,000		1,000	据置		据置	1,000		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置								
15	塩尻市	こども課	設置していない	58,000	32,500	27,500	58,000	32,500	27,500	58,000	32,500	27,500	58,000	32,500	27,500	58,000	32,500	27,500	58,000	32,500	27,500	56,000	32,000	26,500	56,000	32,000	26,500	56,000	32,000	26,500				塩尻市		
				1,000	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	△ 2,000	△ 500	△ 1,000	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置		
16	千曲市 (更埴市)	福祉課	千曲市子育て支援懇談会 必要に応じて開催 諮問無し	54,500		28,100	54,500		28,100	54,500		28,100	54,700		28,300	54,200		26,400	54,200		26,400	54,200		26,400	54,200		26,400	54,200						千曲市 (更埴市)		
				据置		据置	据置		据置	据置		据置	200		200	△ 500		△ 1,900	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置		
17	佐久市	児童課	設置していない	55,000		31,000	55,000		31,000	55,000		31,000	55,000		31,000	55,000		31,000	55,000		31,000	55,000		31,000	55,000		31,000	55,000						佐久市		
				据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置		据置	据置								
18	東御市	子育て支援課	東御市子育て支援審議会 必要に応じて開催 諮問有り												57,000		28,800	57,000		28,800	57,200		30,400	57,200		30,400	57,200							東御市		
															据置		据置	据置(*2)		据置	200		1,600	据置		据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置			
19	安曇野市	児童保育課	安曇野市保育に関する審議会 必要に応じて開催 諮問有り																		70,000	33,800	27,600	70,000	33,800	27,600	70,000	33,800	27,600					安曇野市		
																					据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置		
11	中野市	保育課	保育所運営審議会 6月 諮問有り	51,500	31,000	27,500	51,500	31,000	27,500	51,500	31,000	27,500	51,500	31,000	27,500	50,700	30,500	27,000	50,200	30,200	26,700	50,200	30,200	26,700	50,200	30,200	26,700	50,200	30,200	26,700				中野市		
				据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	△ 800	△ 500	△ 500	△ 500	△ 300	△ 300	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置	据置		

\*1 一部階層のみ改定実施(D3 +1.79%/D4 -1.47%)  
\*2 一部年齢のみ改定実施(3歳未満児 -2.29%)

※平成16年度以前のデータについては、旧中野市分のみの数値

平成19年度 保育園児童数一覧表

平成19年4月1日現在

(人)

保育園	市 内	市 外	公 私	定 員	入所児童数							
					0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計	
みなみ	内	公	180	措置	1	6	15	35	34	41	132	
				私的					1		1	
				広域								
				計	1	6	15	35	35	41	133	
平野	内	公	210	措置	1	9	13	51	50	38	162	
				私的								
				広域								
				計	1	9	13	51	50	38	162	
西町	内	公	120	措置	4	8	18	20	21	37	108	
				私的								
				広域		1					1	
				計	4	9	18	20	21	37	109	
松川	内	公	160	措置	2	17	26	44	39	43	171	
				私的					3		3	
				広域								
				計	2	17	26	44	42	43	174	
みよし	内	公	90	措置	2	11	10	14	22	20	79	
				私的								
				広域								
				計	2	11	10	14	22	20	79	
高丘	内	公	140	措置	1	7	14	28	45	32	127	
				私的				1	1		2	
				広域						2	2	
				計	1	7	14	29	46	34	131	
長丘	内	公	80	措置		3	6	12	12	12	45	
				私的								
				広域								
				計		3	6	12	12	12	45	
平岡	内	公	150	措置	1	5	14	37	40	44	141	
				私的				3			3	
				広域			1			1	2	
				計	1	5	15	40	40	45	146	
たかやしろ	内	公	120	措置	2	5	13	24	26	31	101	
				私的						1	1	
				広域			2				2	
				計	2	5	15	24	26	32	104	
永田	内	公	60	措置		4	3	11	17	17	52	
				私的				1			1	
				広域								
				計		4	3	12	17	17	53	
豊井	内	公	120	措置	1	4	7	14	27	22	75	
				私的								
				広域								
				計	1	4	7	14	27	22	75	
市内公立計				1,430	措置	15	79	139	290	333	337	1,193
					私的				5	5	1	11
					広域		1	3		3		7
					計	15	80	142	295	338	341	1,211
ひよこ	内	私	90	措置	8	12	13	22	16	15	86	
				私的								
				広域		3	5		2	1	11	
				計	8	15	18	22	18	16	97	
市内私立計				90	措置	8	12	13	22	16	15	86
					私的							
					広域		3	5		2	1	11
					計	8	15	18	22	18	16	97
市内公・私立小計					措置	23	91	152	312	349	352	1,279
					私的				5	5	1	11
					広域		4	8		2	4	18
					計	23	95	160	317	356	357	1,308
市外公・私立小計					措置		6	5	10	5	6	32
					私的							
					計		6	5	10	5	6	32
					措置	23	97	157	322	354	358	1,311

平成19年度 長時間保育児童数一覧表

平成19年4月1日現在

保育園	定員	年齢別児童数														種別						
		0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計		第1種		第2種		第3種		
		1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	1月	12日	
みなみ	180	措置			3		5		5		4		2		19		7		12			
		広域																				
		計			3		5		5		4		2		19		7		12			
		合計			3		5		5		4		2		19		7		12			
平野	210	措置			3		5		6	1	9	1	7		30	2	11		19	2		
		広域																				
		計			3		5		6	1	9	1	7		30	2	11		19	2		
		合計			3		5		7		10		7		32		11		21			
西町	120	措置	3		4	1	8	1	11		9		14	1	49	3	13	1	16		20	2
		広域	1												1		1					
		計	4		4	1	8	1	11		9		14	1	50	3	14	1	16		20	2
		合計	4		5		9		11		9		15		53		15		16		22	
松川	160	措置	1		6		8	1	6		10		11	3	42	4	20	3	22	1		
		広域																				
		計	1		6		8	1	6		10		11	3	42	4	20	3	22	1		
		合計	1		6		9		6		10		14		46		23		23			
みよし	90	措置			7	1	3	1	5		7	1	9	1	31	4	9	4	7		15	
		広域																				
		計			7	1	3	1	5		7	1	9	1	31	4	9	4	7		15	
		合計			8		4		5		8		10		35		13		7		15	
高丘	140	措置		1	3		2		6	2	9	3	9	1	29	7	11	6	20	1		
		広域											2		2							
		計		1	3		2		6	2	9	3	11	1	31	7	11	6	20	1		
		合計	1		3		2		8		12		12		38		17		21			
長丘	80	措置			2		1		3		2		3		11		5		6			
		広域																				
		計			2		1		3		2		3		11		5		6			
		合計			2		1		3		2		3		11		5		6			
平岡	150	措置	1		1		6				9		6		23		12		12			
		広域											1		1							
		計	1		1		6				9		7		24		12		12			
		合計	1		1		6				9		7		24		12		12			
たかやしろ	120	措置	1				2		3	1	3		3	2	12	3	7	1	6	2		
		広域					1								1							
		計	1				3		3	1	3		3	2	13	3	7	1	6	2		
		合計	1				3		4		3		5		16		8		8			
永田	60	措置					1		1		2		4		8		7		1			
		広域																				
		計					1		1		2		4		8		7		1			
		合計					1		1		2		4		8		7		1			
豊井	120	措置	1		2		4		3		7		5		22		11		11			
		広域																				
		計	1		2		4		3		7		5		22		11		11			
		合計	1		2		4		3		7		5		22		11		11			
市内公立計	1,430	措置	7	1	31	2	45	3	49	4	71	5	73	8	276	23	113	15	132	6	35	2
		広域	1				1						3		5		1					
		計	8	1	31	2	46	3	49	4	71	5	76	8	281	23	114	15	132	6	35	2
		合計	9		33		49		53		76		84		304		129		138		37	

第1種  
 平日 AM8:00~PM5:45  
 土曜日 AM8:00~PM1:00  
 第2種  
 平日 AM7:45~PM6:00  
 土曜日 AM7:45~PM2:00  
 第3種  
 平日 AM7:45~PM6:30

長時間保育の「午前」、「午後」の利用区分の新設について

利用種別		利用区分	曜日	利用時間帯		利用料
				午前	午後	
第1種 市内公立 全保育園	非課税	一日	平日	8:00～8:30	4:30～5:45	3,000
			土	8:00～8:30	0:00～1:00	
		午前	平日	8:00～8:30		900
			土	8:00～8:30		
		午後	平日		4:30～5:45	2,100
			土		0:00～1:00	
	課税	一日	平日	8:00～8:30	4:30～5:45	4,000
			土	8:00～8:30	0:00～1:00	
		午前	平日	8:00～8:30		1,200
			土	8:00～8:30		
		午後	平日		4:30～5:45	2,800
			土		0:00～1:00	
第2種 市内公立 全保育園	非課税	一日	平日	7:45～8:30	4:30～6:00	4,000
			土	7:45～8:30	0:00～2:00	
		午前	平日	7:45～8:30		1,300
			土	7:45～8:30		
		午後	平日		4:30～6:00	2,700
			土		0:00～2:00	
	課税	一日	平日	7:45～8:30	4:30～6:00	5,500
			土	7:45～8:30	0:00～2:00	
		午前	平日	7:45～8:30		1,800
			土	7:45～8:30		
		午後	平日		4:30～6:00	3,700
			土		0:00～2:00	
第3種 西町 みよし	非課税	一日	平日	7:45～8:30	4:30～6:30	5,000
			土	7:45～8:30	0:00～2:00	
		午前	平日	7:45～8:30		1,300
			土	7:45～8:30		
		午後	平日		4:30～6:30	3,700
			土		0:00～2:00	
	課税	一日	平日	7:45～8:30	4:30～6:30	6,500
			土	7:45～8:30	0:00～2:00	
		午前	平日	7:45～8:30		1,800
			土	7:45～8:30		
		午後	平日		4:30～6:30	4,700
			土		0:00～2:00	

平成 19 年度中野市長時間保育利用料について

長時間保育利用料は据え置きとする。

ただし、利用時間帯が「午前」、「午後」の利用区分を新設する。

(現行制度)

第 1 種	(非課税世帯 月額 3,000 円 課税世帯 月額 4,000 円) 時間帯 : (平日) AM8:00~8:30(0.5H)、PM4:30~5:45(1.25H) (土) AM8:00~8:30(0.5H)、PM0:00~1:00(1.0H)	みなみ、平野、西町、松川 みよし、高丘、長丘、平岡 たかやしろ、永田、豊井
第 2 種	(非課税世帯 月額 4,000 円 課税世帯 月額 5,500 円) 時間帯 : (平日) AM7:45~8:30(0.75H)、PM4:30~6:00(1.5H) (土) AM7:45~8:30(0.75H)、PM0:00~2:00(2.0H)	みなみ、平野、西町、松川 みよし、高丘、長丘、平岡 たかやしろ、永田、豊井
第 3 種	(非課税世帯 月額 5,000 円 課税世帯 月額 6,500 円) 時間帯 : (平日) AM7:45~8:30(0.75H)、PM4:30~6:30(2.0H) (土) AM7:45~8:30(0.75H)、PM0:00~2:00(2.0H)	西町 みよし

(新規制度の算定根拠)

第 1 種	午前 (0.5H×5 日+0.5H) × 4 週 = 12H 午後 (1.25H×5 日+1.0H) × 4 週 = 29H 月利用時間合計 41H 非課税世帯 午前 3,000 円×12H/41H = 878.0 円 = 900 円 午後 3,000 円×29H/41H = 2,121.9 円 = 2,100 円 課税世帯 午前 4,000 円×12H/41H = 1,170.7 円 = 1,200 円 午後 4,000 円×29H/41H = 2,829.2 円 = 2,800 円
第 2 種	午前 (0.75H×5 日+0.75H) × 4 週 = 18H 午後 (1.5H×5 日+2.0H) × 4 週 = 38H 月利用時間合計 56H 非課税世帯 午前 4,000 円×18H/56H = 1,285.7 円 = 1,300 円 午後 4,000 円×38H/56H = 2,714.3 円 = 2,700 円 課税世帯 午前 5,500 円×18H/56H = 1,767.8 円 = 1,800 円 午後 5,500 円×38H/56H = 3,732.2 円 = 3,700 円
第 3 種	午前 (0.75H×5 日+0.75H) × 4 週 = 18H 午後 (2.0H×5 日+2.0H) × 4 週 = 48H 月利用時間合計 66H 非課税世帯 午前 5,000 円×18H/66H = 1,363.6 円 = 1,300 円 午後 5,000 円×48H/66H = 3,636.3 円 = 3,700 円 課税世帯 午前 6,500 円×18H/66H = 1,772.7 円 = 1,800 円 午後 6,500 円×48H/66H = 4,727.2 円 = 4,700 円

平成18年度一時的保利用者延べ人数(実績)

	松川	平岡	たかやしろ	永田
H18.4	101	19	7	1
H18.5	118	11	15	3
H18.6	137	57	36	1
H18.7	126	50	28	3
H18.8	132	54	31	2
H18.9	136	72	30	1
H18.10	109	45	53	3
H18.11	102	48	50	3
H18.12	94	40	35	1
H19.1	97	15	40	7
H19.2	98	58	39	14
H19.3	104	56	28	12
合計	1,354	525	392	51
月平均 利用人数	112.8	43.8	32.7	4.3
月平均 保育日数	20	20	20	20
日平均 利用人数	5.6	2.2	1.6	0.2

2,322  
194

一時的保育の利用区分の新設について  
(現状)

区分	事業内容	実施保育園	利用限度日数	受入れ人数
臨時保育	保護者の就労、職業訓練等により断続的に家庭保育が困難になる場合の保育	松川、平岡 たかやしろ 永田	12日/月	実施保育園の受入れ限度人数は、松川・平岡・たかやしろは10名（うち2名緊急保育枠）、永田は5名（うち1名緊急保育枠）
緊急保育	保護者の病気、看護、冠婚葬祭等により緊急に家庭保育が困難になる場合の保育	松川、平岡 たかやしろ 永田	同上	

(新設)

区分	事業内容	実施保育園	利用限度日数	特記事項
リフレッシュ保育	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、一時的に保育を必要とする場合の保育	平岡保育園	週1日で月4回まで (臨時・緊急保育とは別枠)	臨時保育、緊急保育の実施に支障のない場合に限り実施する。 保育園受入れ限度人数10名のうち5名まで受け付ける。 延長保育はなし。

# 年度別保育所定員及び入園児童数

各年度4月1日現在  
(市外受託児童除く)

	H10年度				H11年度				H12年度				H13年度				H14年度			
	定員	措置	私的	計	定員	措置	私的	計	定員	措置	私的	計	定員	措置	私的	計	定員	措置	私的	計
みなみ	180	129		129	180	132		132	180	136		136	180	141		141	180	136		136
赤岩	60	28		28	60	27		27	60	30		30	60	27		27				
高社	60	31		31	60	26		26	60	28		28	60	17		17				
平野	210	209		209	210	221		221	210	229		229	210	215		215	210	197		197
西町	120	102		102	120	103	1	104	120	115		115	120	111		111	120	117		117
松川	140	133		133	140	135		135	140	143		143	140	138		138	140	142		142
柳沢	45	21		21	45	17		17	45	13		13	45	13		13				
みよし	90	90		90	90	87		87	90	93		93	90	84		84	90	98		98
高丘	140	132		132	140	127		127	140	123		123	140	114		114	140	110		110
長丘	80	62		62	80	55		55	80	52		52	80	46	1	47	80	51		51
倭	60	38		38	60	34		34	60	38		38	60	32		32				
平岡	150	140		140	150	147		147	150	146	1	147	150	133		133	150	132		132
たかやしろ																	120	96		96
永田																				
豊井																				
ひよこ	60	63		63	60	64		64	60	64		64	60	66		66	60	69		69
計	1,395	1,178		1,178	1,395	1,175	1	1,176	1,395	1,210	1	1,211	1,395	1,137	1	1,138	1,290	1,148		1,148
市外保育園		3		3		9		9		12		12		21		21		25		25
総計	1,395	1,181		1,181	1,395	1,184	1	1,185	1,395	1,222	1	1,223	1,395	1,158	1	1,159	1,290	1,173		1,173

	H15年度				H16年度				H17年度				H18年度				H19年度			
	定員	措置	私的	計	定員	措置	私的	計	定員	措置	私的	計	定員	措置	私的	計	定員	措置	私的	計
みなみ	180	132		132	180	141	2	143	180	148	1	149	180	145	1	146	180	132	1	133
赤岩																				
高社																				
平野	210	198	1	199	210	180	1	181	210	163	1	164	210	154	1	155	210	162		162
西町	120	118		118	120	114		114	120	113	4	117	120	116	2	118	120	108		108
松川	140	153		153	140	152	2	154	140	154		154	140	157	2	159	160	171	3	174
柳沢																				
みよし	90	97		97	90	95		95	90	74		74	90	73	4	77	90	79		79
高丘	140	98	1	99	140	108	1	109	140	114	1	115	140	133		133	140	127	2	129
長丘	80	50	1	51	80	53		53	80	48	1	49	80	44	1	45	80	45		45
倭																				
平岡	150	126		126	150	139	2	141	150	137	4	141	150	137	3	140	150	141	3	144
たかやしろ	120	121	1	122	120	138	1	139	120	124	1	125	120	110	2	112	120	101	1	102
永田									60	55		55	60	57		57	60	52	1	53
豊井									120	86		86	120	85		85	120	75		75
ひよこ	90	81		81	90	90		90	90	84		84	90	76		76	90	86		86
計	1,320	1,174	4	1,178	1,320	1,210	9	1,219	1,500	1,300	13	1,313	1,500	1,287	16	1,303	1,520	1,279	11	1,290
市外保育園		26		26		26		26		37		37		33		33		32		32
総計	1,320	1,200	4	1,204	1,320	1,236	9	1,245	1,500	1,337	13	1,350	1,500	1,320	16	1,336	1,520	1,311	11	1,322

※平成16年度以前のデータについては、旧中野市分のみの数値



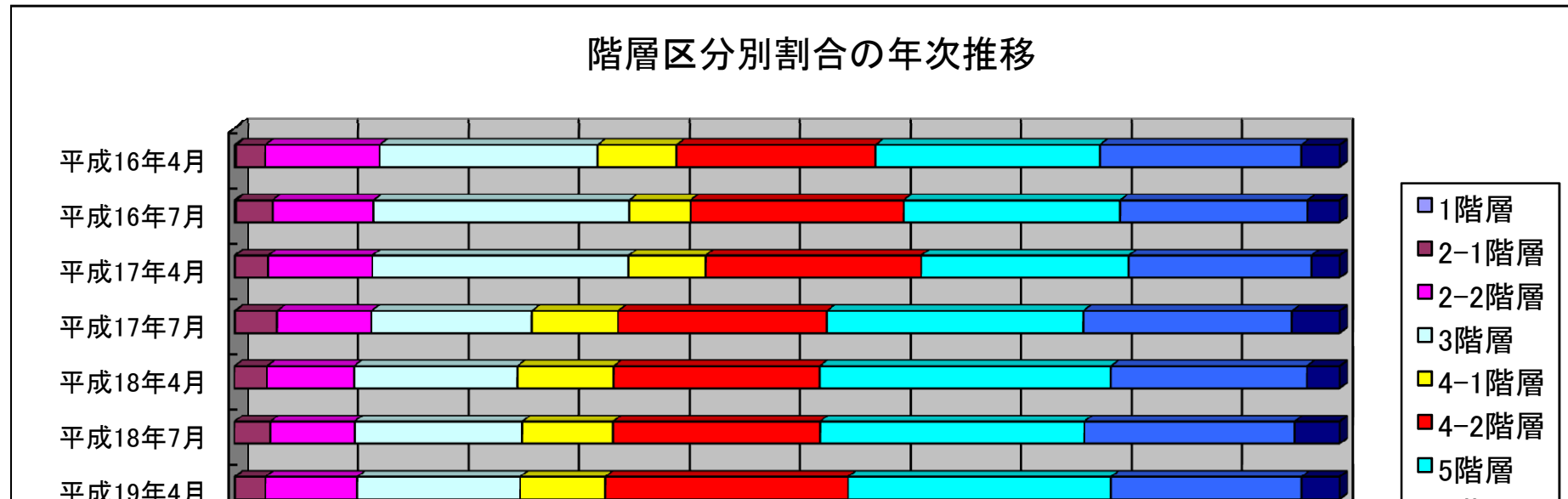
階層区分別児童数(平成16～19年)

単位:人

		1階層	2-1階層	2-2階層	3階層	4-1階層	4-2階層	5階層	6階層	7階層	合計
平成16年4月	H16.4.1	2	32	126	240	87	219	247	222	42	1,217
平成16年7月	H16.7.1	2	41	114	288	69	240	244	211	36	1,245
平成17年4月	H17.4.1	1	40	126	310	93	261	251	221	34	1,337
平成17年7月	H17.7.1	1	52	117	199	107	259	318	259	59	1,371
平成18年4月	H18.4.1	0	39	104	195	115	246	348	234	39	1,320
平成18年7月	H18.7.1	0	44	103	205	111	253	323	257	55	1,351
平成19年4月	H19.4.1	1	36	109	193	101	288	312	226	45	1,311
平成19年7月	H19.7.1	1	44	101	166	97	296	324	242	56	1,327

※「平成19年7月」は推定値。平成16年のデータについては旧中野市分のみの数値。

階層区分別割合の年次推移



中野市階層区分分布表

児童数：平成19年4月1日現在

在籍する児童の属する世帯の階層区分				保育料額（月額）														
階層	定義			3歳未満児			3歳児			4歳以上児			総計					
				保育料	人数	保育料×人数	保育料	人数	保育料×人数	保育料	人数	保育料×人数	人数	計	計			
第1	生活保護法による被保護世帯			0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	満額	1	0		
				(0)	0	0	(0)	0	0	(0)	0	0	0	0	半額	0	0	
				【0】	0	0	【0】	0	0	【0】	0	0	0	0	0	無料	0	0
				計	0	0	計	1	0	計	0	0	計	0	0	計	1	0
第2-1	前年度分の市町村民税非課税世帯	母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	3	0	0	5	0	0	21	0	満額	29	0				
			(0)	4	0	(0)	2	0	(0)	1	0	半額	7	0				
			【0】	0	0	【0】	0	0	【0】	0	0	無料	0	0				
			計	7	0	計	7	0	計	22	0	計	36	0				
第2-2	第1階層及び第4-1階層～第7階層を除き、前年分の所得税非課税世帯	上記以外の世帯	8,800	10	88,000	5,800	17	98,600	5,800	57	330,600	満額	84	517,200				
			(4,400)	17	74,800	(2,900)	7	20,300	(2,900)	0	0	半額	24	95,100				
			【0】	1	0	【0】	0	0	【0】	0	0	無料	1	0				
			計	28	162,800	計	24	118,900	計	57	330,600	計	109	612,300				
第3	前年度分の市町村民税課税世帯			13,300	13	172,900	9,800	22	215,600	9,800	105	1,029,000	満額	140	1,417,500			
				(6,650)	25	166,250	(4,900)	16	78,400	(4,900)	6	29,400	半額	47	274,050			
				【0】	6	0	【0】	0	0	【0】	0	0	無料	6	0			
				計	44	339,150	計	38	294,000	計	111	1,058,400	計	193	1,691,550			
第4-1	前年分の所得税額が17,000円未満の世帯			19,600	10	196,000	17,100	19	324,900	17,100	51	872,100	満額	80	1,393,000			
				(9,800)	10	98,000	(8,550)	8	68,400	(8,550)	3	25,650	半額	21	192,050			
				【0】	0	0	【0】	0	0	【0】	0	0	無料	0	0			
				計	20	294,000	計	27	393,300	計	54	897,750	計	101	1,585,050			
第4-2	" 17,000円以上 64,000円未満の世帯			25,700	36	925,200	21,800	59	1,286,200	20,300	131	2,659,300	満額	226	4,870,700			
				(12,850)	31	398,350	(10,900)	20	218,000	(10,150)	5	50,750	半額	56	667,100			
				【0】	6	0	【0】	0	0	【0】	0	0	無料	6	0			
				計	73	1,323,550	計	79	1,504,200	計	136	2,710,050	計	288	5,537,800			
第5	第1階層を除き、前年分の所得税 " 64,000円以上 160,000円未満の世帯			40,000	21	840,000	26,700	54	1,441,800	23,800	173	4,117,400	満額	248	6,399,200			
				(20,000)	25	500,000	(13,350)	25	333,750	(11,900)	7	83,300	半額	57	917,050			
				【0】	5	0	【0】	2	0	【0】	0	0	無料	7	0			
				計	51	1,340,000	計	81	1,775,550	計	180	4,200,700	計	312	7,316,250			
第6	" 160,000円以上 408,000円未満の世帯			49,800	22	1,095,600	29,200	48	1,401,600	26,200	121	3,170,200	満額	191	5,667,400			
				(24,900)	23	572,700	(14,600)	10	146,000	(13,100)	2	26,200	半額	35	744,900			
				【0】	0	0	【0】	0	0	【0】	0	0	無料	0	0			
				計	45	1,668,300	計	58	1,547,600	計	123	3,196,400	計	226	6,412,300			
第7	" 408,000円以上の世帯			50,200	6	301,200	30,200	4	120,800	26,700	27	720,900	満額	37	1,142,900			
				(25,100)	1	25,100	(15,100)	3	45,300	(13,350)	2	26,700	半額	6	97,100			
				【0】	2	0	【0】	0	0	【0】	0	0	無料	2	0			
				計	9	326,300	計	7	166,100	計	29	747,600	計	45	1,240,000			
計				満額	121	3,618,900	満額	229	4,889,500	満額	686	12,899,500	満額	1,036	21,407,900			
				半額	136	1,835,200	半額	91	910,150	半額	26	242,000	半額	253	2,987,350			
				無料	20	0	無料	2	0	無料	0	0	無料	22	0			
				計	277	5,454,100	計	322	5,799,650	計	712	13,141,500	計	1,311	24,395,250			

## 各 保 育 園 の 国 の 基 本 分 保 育 単 価

(各年度4月1日現在 人事院勧告前)

(単位 円)

	乳児						1・2歳児			3歳児			4歳児以上		
	H17年度		H18年度		H19年度		H17年度	H18年度	H19年度	H17年度	H18年度	H19年度	H17年度	H18年度	H19年度
	定員	保育単価	定員	保育単価	定員	保育単価	保育単価	保育単価	保育単価	保育単価	保育単価	保育単価	保育単価	保育単価	保育単価
永田	60	158,660	60	158,410	60	158,190	97,460	97,180	97,050	51,530	51,230	51,170	45,410	45,110	45,060
長丘	80	149,810	80	149,660	80	149,460	88,610	88,430	88,320	42,680	42,480	42,440	36,560	36,360	36,330
みよし	90		90												
西町	120	143,320	120	143,220	120	143,020	82,120	81,990	81,880	36,190	36,040	36,000	30,070	29,920	29,890
たかやしろ	120		120												
豊井	120		120												
高丘	140	141,080	140	141,010	140	140,810	79,880	79,780	79,670	33,950	33,830	33,790	27,830	27,710	27,680
平岡	150		150												
松川	140		140		160										
みなみ	180	140,360	180	140,310	180	140,110	79,160	79,080	78,970	33,230	33,130	33,090	27,110	27,010	26,980
平野	210		210												
ひよこ	90	149,810	90	149,660	90	149,460	88,610	88,430	88,320	42,680	42,480	42,440	36,560	36,360	36,330

## 保育所の運営に係る予算等のしくみ

### ◎ 保育所の運営費の負担割合

市の保育所運営年間経費					
支弁総額（国が必要と認めた対象経費） 《国の保育単価 × 12ヶ月 × 児童数》				県補助金 使用料 雑入	市超過負担額 <b>（一財）</b>
国徴収金 （国の基準で計算した保育料金額）		国庫 負担	県 負担		
保護者からの保育料徴収額	市負担額				

※国庫・県負担については私立分のみ対象

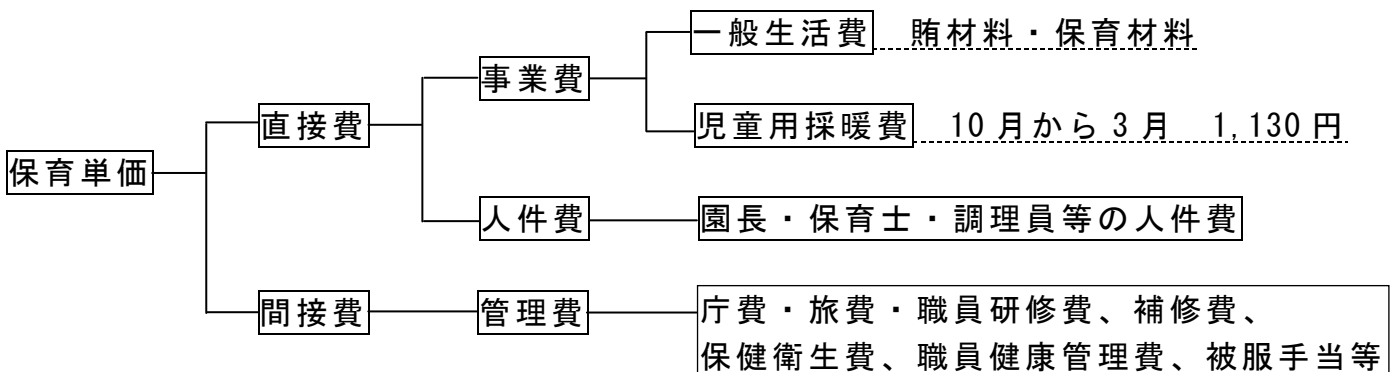
### ◎ 保育所費予算内訳（平成19年度予算ベース）

市の保育所に関する予算額 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">100%</span> (1,209,025千円)							
歳入 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">34.5%</span> (417,172千円)				一般財源 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">65.5%</span> (791,853千円)			
-----							
保護者からの保育料徴収額 (72.9%)	国庫 負担金 (6.7%)	県費 負担金 (3.3%)	国県 補助金 (5.2%)	使用料 (6.6%)	雑入 (5.3%)	市義務 負担金 (1.6%)	市負担額 (98.4%)

### ◎ 国の保育単価（国で定めた児童1人を保育するのに必要な対象経費の月額）

【定員が120名、所長設置保育園の場合：平成19年4月】

↳ 乳児⇒143,020円、1・2歳児⇒81,880円、3歳児⇒36,000円、4歳以上児⇒29,890円



### ◎ 国の徴収基準額

国の徴収基準額とは → 国で定めた保護者からの保育料金

[就学前児童数等の動態]

年月日	世帯数 ①	人口 ②	左のうち就学前児童数							保育園 定員 ④	入園 児童数 ⑤	左のうち 私的契約 児童数	(%) 普及率 ④÷③	(%) 充足率 ⑤÷④	人口に占める 就学前児童の 割合③÷②
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計 ③						
4.4.1	10,941	41,248	406	478	448	482	536	465	2,815	1,475	1,222	5	52.40	82.85	6.82
5.4.1	11,133	41,437	398	414	484	449	477	429	2,651	1,485	1,249	5	56.02	84.11	6.40
6.4.1	11,426	41,874	420	424	414	488	456	483	2,685	1,375	1,160	2	51.21	84.36	6.41
7.4.1	11,695	42,290	472	449	430	425	496	468	2,740	1,355	1,124	7	49.45	82.95	6.48
8.4.1	12,054	42,287	416	479	463	419	435	484	2,696	1,395	1,136	10	51.74	81.43	6.38
9.4.1	12,289	42,485	448	427	480	465	427	426	2,673	1,395	1,128	9	52.19	80.86	6.29
10.4.1	12,545	43,082	429	465	435	496	456	440	2,721	1,395	1,181	0	51.27	84.66	6.32
11.4.1	12,769	43,218	436	425	463	439	499	457	2,719	1,395	1,176	1	51.31	84.30	6.29
12.4.1	12,910	43,203	452	432	422	473	441	497	2,717	1,395	1,210	1	51.34	86.74	6.29
13.4.1	13,091	43,095	420	439	433	416	468	446	2,622	1,395	1,159	1	53.20	83.08	6.08
14.4.1	13,222	43,081	445	423	439	428	403	461	2,599	1,290	1,173	0	49.63	90.93	6.03
15.4.1	13,593	43,542	395	445	436	442	435	408	2,561	1,320	1,204	4	51.54	91.21	5.88
16.4.1	13,550	43,193	391	415	437	441	457	432	2,573	1,320	1,266	9	51.30	95.91	5.96
17.4.1	15,489	48,548	414	433	467	471	477	497	2,759	1,500	1,337	13	54.37	89.13	5.68
18.4.1	15,682	48,362	354	403	447	468	469	472	2,613	1,500	1,320	16	57.41	88.00	5.40
19.4.1	15,873	48,151	394	373	410	435	466	475	2,553	1,520	1,322	11	59.54	86.97	5.30

※ 16.4.1以前のデータについては、旧中野市分のみの数値

# 地区別就学前児童数

19/4/1

地区	世帯数	人口①	就学前児童数②							人口に占める就学前児童の割合② ÷①	平成18年度人口に占める就学前児童の割合
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
中野	5,535	15,043	133	143	148	135	145	162	866	5.76%	6.02%
日野	836	2,688	8	14	12	15	26	27	102	3.79%	4.11%
延徳	1,185	3,670	34	22	33	33	29	32	183	4.99%	4.58%
平野	2,593	7,766	96	76	91	99	90	91	543	6.99%	6.77%
高丘	1,191	3,980	33	34	34	38	48	35	222	5.58%	5.62%
長丘	447	1,589	8	6	11	12	14	12	63	3.96%	4.51%
平岡	1,510	4,812	38	35	34	49	45	47	248	5.15%	5.23%
科野	573	2,006	12	11	13	17	15	22	90	4.49%	4.75%
倭	527	1,762	9	8	8	8	8	8	49	2.78%	3.15%
上今井	410	1,303	5	5	6	4	15	7	42	3.22%	2.83%
豊津	473	1,677	9	6	7	13	13	14	62	3.70%	4.08%
永田	593	1,855	9	13	13	12	18	18	83	4.47%	4.89%
合計	15,873	48,151	394	373	410	435	466	475	2,553	5.30%	5.40%

## 保育所運営審議会委員名簿

(任期 平成19年4月1日～平成21年3月31日)

(敬称略)

氏名	備考
宮崎 三雄	民生児童委員
外谷 良弘	民生児童委員
渡邊由美子	主任児童委員
柴本 貞夫	中野市区長会長
高田 幸江	みなみ保育園保護者会長
石澤さとみ	長丘保育園保護者会長
久保 賢一	ひよこ保育園父母の会会長
高相 淳子	中野市女性団体連絡協議会